

2007年10月15日

「埋設農薬調査・掘削等マニュアル（案）」に対する意見

「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」

代 表 立 川 涼

1 実施のチェック体制を整備すること

掘削作業のマニュアル自体はよくできているが、問題は、はたしてその通りに実施されるかどうかである。本マニュアルでは、調査・掘削の方法については詳細に定められているが、実施状況に関するチェック体制についてはほとんど言及されていない。どれほど良いマニュアルを作っても、それが守られなければ意味がない。少なくとも実施状況の報告・届出義務、報告書の公開、マニュアルを遵守させる責任機関の整備、違反に対する制裁などについて定めておく必要があると考える。

2 早期に掘削しない場合の管理体制を整備すること

早期に掘削処理を行わない場合には、その間に埋設農薬が漏出・紛失することのないよう厳重な管理体制を整備する必要がある。PCB廃棄物のケースの再現にならないように、管理責任者を明確にし、漏出・紛失した場合には賠償責任が追及できるようにする必要があると考える。

3 情報公開を徹底すること

埋設箇所、調査結果、掘削作業の方法・その実施状況、農薬の処理方法・その実施状況などについての全ての情報を広く国民に公開すべきである。本マニュアルでは「周辺住民への説明」についてだけ言及されているが、POPsは食物連鎖を通じて広く全国に影響を及ぼすものであるから、これらの情報をホームページ上で公表し、国民の誰もが容易にアクセスできるようにする必要があると考える。

4 農薬廃棄物の回収システムを確立すること

POPs農薬に限らず、農薬には使用方法を誤ると人の健康や生態系に悪影響を

及ぼすものが少なくない。農薬の販売・使用段階では農薬取締法による規制が行われているが、廃棄段階の規制は廃棄物処理法によることとなる。しかしながら、農薬の成分には人や生態系に影響を及ぼすものが含まれていることを考えると、他の廃棄物とは区別して、特別の回収・適正処理システムを整備することが望ましい。P o P s 農薬については、今般、時間と費用をかけて、所在探査・回収・掘削・適正処理等の作業が実施されているが、これを機に、今後このような手間をかけることにならないように、P o P s に限らず、廃農薬についての回収・適正処理システムを早期に整備・確立されるよう提案する。本マニュアルとは直接関係ないが、関係省庁の早期対応を期待する。

以上